

# 京 都 市 建 築 審 査 会

## 平 成 3 1 年 度 第 1 回 会 議 議 事 録

### 1 開催日時

平成31年4月19日（金曜日） 午前9時30分から午前11時45分まで

### 2 場 所

ひと・まち交流館 京都 地下1階 京都市景観・まちづくりセンター ワークショップルーム1

### 3 出席者

#### 【建築審査会委員】

高田会長，南部会長代理，西嶋委員，板谷委員，奥委員，伊藤委員，星野委員

#### 【建築審査会事務局】

高木建築指導部長，文山建築指導課長，宮川道路担当課長，岡田建築審査課長，川口建築安全推進課長，立石建築相談第二係長，中山調査係長，岡田企画基準係長，林歴史的建築物保存活用係長，西川道路第一係長，川村道路第二係長，白尾係員，吉田係員

#### 【参考人】

佐藤係員（消防局予防部）

#### 【傍聴人】

5名

### 4 議事概要

- (1) 建築審査会事務局員の指名（京都市の人事異動に伴う事務局員の変更）
- (2) 議事録の承認等について
  - ア 平成30年度第11回会議の議事録の承認
  - イ 同意案件に関する報告
  - ウ 次回会議日程について
- (3) 同意案件に関する審議  
京都府営水道乙訓浄水場に係る用途許可
- (4) 包括同意案件に関する報告  
バス停留所の上家の新築に係る道路内建築物許可（7件）
- (5) 事前相談  
文化庁新庁舎（京都府警察本部本館）に係る保存活用計画について
- (6) 同意案件に関する審議  
建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：伏見区1件）

(7) 包括同意案件に関する報告

- ア 建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：西京区3件，伏見区1件，上京区1件）
- イ 特定通路における建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：北区1件）

5 公開・非公開の別

一部公開（公開・非公開の別は次のとおり）

- ・公開：上記の議題（1）から（5）まで
- ・非公開：上記の議題（6）及び（7）

6 審議内容

(1) 建築審査会事務局員の指名（京都市の人事異動に伴う事務局員の変更）

結果：承認

(2) 議事録の承認及び次回会議日程等について

[ア 平成30年度第11回会議の議事録の承認]

結果：承認

[イ 同意案件に関する報告]

ア 報告の概要

前回の建築審査会で同意した，接道許可2件（議案番号9012及び9013）について，  
処分庁から許可した旨の報告を受けた。

イ 報告の結果：了承

[ウ 次回会議日程について]

次回の建築審査会会議を令和元年5月10日（金）の午後1時30分からひと・まち交流館京都で開催することとした。

(3) 同意案件に関する審議

[ア 京都府営水道乙訓浄水場に係る用途許可]

ア 議案の概要

京都府営水道乙訓浄水場に係る用途許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

イ 審議の結果：同意

ウ 質疑等

会 長：事前相談時には建築審査会としての意見は特になかったと思う。今回は公聴会の結果を追加で御説明いただいたということで、同意とする。

(4) 包括同意案件に関する報告

[バス停留所の上家の新築に係る道路内建築物許可（7件）]

ア 報告の概要

バス停留所の上家の新築に係る建築基準法第44条第1項第2号に基づく道路内建築物許可について、建築審査会の包括同意の基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

イ 報告の結果：了承

ウ 質疑等

会 長：特に意見はないため、了承とする。

(5) 事前相談

[文化庁新庁舎（京都府警察本部本館）に係る保存活用計画について]

ア 事前相談の概要

文化庁新庁舎（京都府警察本部本館）に係る保存活用計画について、処分庁から資料の提示及び相談を受けた。

イ 質疑等

委員：建築基準法上は京都府の大きな敷地内での別棟増築ということによかったか。

処分庁：そうである。

委員：今回の新行政棟と既存棟は複数の廊下で接続されているため1棟扱いということか。3条条例による緩和規定の中で、いくつか確認したいと思う。中央部に階段があるが、堅穴区画は新たに構成されるのか。1階の廊下部分に扉があるが、2階及び3階平面図での堅穴区画の構成はどうなっているのか。

処分庁：ご指摘のとおり1棟増築である。また、階段部分については堅穴区画を形成する。

1階については、ホール南北部分に点線表記している位置に防火設備を設置し、2階及び3階については、ホールと階段との間の点線部に設置する。

委員：シャッターを設置することで階段踊り場の幅員が足りなくなるということか。

処分庁：そのとおりである。

委員：既存建物は西側が正面で、東には階段があり東側は裏口として使われているようだが、今回は東側を正面とされるのか。

処分庁：既存建物は正面を西として建築されているため、使い方も含めて改修後も同様に西側が正面として計画している。1階平面図では、西側の入口すぐにメインの玄関とホールがあり、その正面に階段が計画されている。

委員：東側には車寄せがあり、新棟は東側の風除室が大きい計画になっていたため正面を東に変更されると思ったが、西側が文化庁の正面となるということか。

処分庁：そのとおりである。

委員：京都府、京都市にとって念願の文化庁移転だと思う。増築部も含めて建物はシンメトリーとなっており綺麗な平面計画である。現況もI S値は低くなかったのではないか。また、デザインについては、景観部署で協議されるのか。

処分庁：I S値については現状のものが手元にないので、改めて御報告させていただく。外観デザインについては、景観の審議会において議論される予定である。

委員：全体の建物所有者は京都府のままであり、用語としては適切ではない可能性があるが、文化庁が単独で使用する府警本部は一体としての庁舎からすると一部という表現になるが、現行の府警本部を事実上の一棟貸しという状態になると思う。

維持管理体制において、日常的な維持管理は文化庁が行うと記載されており、先述のような構造であれば当然だと考える。火災時については、平日の勤務時間外は文化庁は関わってこられないという書き方になっている。対応にあたるのは、保安室に常駐する職員または委託業者ということになるので、委託業者がどういう形で選定されるのか、指定管理者で様々な要件を踏まえて、それぞれの維持管理項目によって指定管理者を選んでいかななくてはならない。勤務時間内と勤務時間外の体制、庁舎全体の管理を京都府が行い、通常管理行為を文化庁と分担されるという点を

十分に示してもらいたい。

また、歴史的建築物として、清掃を含むような維持管理業務について指定管理者の受け皿になるような実績を有する業者は京都府下にそれほど多く存在するとは思えない。こういった仕様を出して指定管理者を募集されるのかという点について、京都府が管理される建物に対してどこまで意見を出せるのかという事はあると思うが、資料の記載だけでは適、不適の判断が難しい。そういった部分の情報を可能な段階で補充していただきたい。

処分庁：火災時の対応については、現時点では十分な内容とは言えない。保安室にいる職員と委託業者のそれぞれの役割や連携方法、時間帯によって変わる対応体制を次回、詳細を御説明したい。

実際の維持管理に当たっては、歴史的建築物であるという点を踏まえて、しっかりと維持管理を行う。その点、通常の建物管理より更に適切な管理が必要になってくるため、その点も合わせて次回、お示しする。

委員：現在に至るまで既存棟の改修を行いながら使用されてきたという点について、具体的に教えてほしい。

その改修の中で設備改修もあったと思うが、写真では執務室にかなり無理のある状態で設備機材を設置されているように見える。断面図では既存棟に廊下があるが、そこについても設備配置に苦心されている状態である。新行政棟では、どのように設備を設置される予定なのか。

文化庁新庁舎に電気室が設けられているが、使い勝手のよい場所に計画した理由を教えてほしい。

文化庁新庁舎の地下1階保管庫や、新行政棟の文化財等保管庫にはどのようなものを保管して、いざという時にはどのように対応されるのか。文化財のレベルによっては、厳密に保管する必要があるのではないかな。

処分庁：改変の履歴としては、天井部分は新たに貼られている部分があり、また時代の変遷による設備の更新もあり、利用形態に合わせた間仕切りの変更は創建時から頻繁に行われてきており、また、風除室も後の改変で追加されたものである。改変履歴の詳細は改めて御説明させていただく。

設備計画については、天井形状や保存との兼ね合いで詳細を検討しているところである。執務室は一部天井を貼るが、梁はしっかりと見せていく計画で考えている。共用部については、一部天井が貼られている状態であるが、基本的には創建時の状態に戻すため、天井は貼らないという整理をしたい。しかし、必要な部分も出てくると思うので、内容を整理しているところである。

また、既存部分の電気室は、既存棟に必要な電気を供給するためのものであり、通常であれば地階に設けられることの多い電気室を利便性の高い場所に設置しているのは、浸水対策のためである。

保管室については、既存棟の地下と新行政棟に文化財等保管庫を計画している。保管物の種別によって使い分けをする予定であり、文化財は新行政棟で保管する。価値の高いものを保管するため、特別な措置として新たにフロンガスの消火設備を付加して対応することとしている。既存部分の地下には文化財以外の保管のために

倉庫的に利用する予定である。

委員：文化庁には、使用許可ではなく、貸付をされるということなのか。

処分庁：そのとおりである。

委員：計画建物は行政財産になるのではないかと。また、公共用財産ではなく、公用財産になり、貸付は行えないのではないかと。

処分庁：詳細を確認のうえ、次回、回答させていただく。

会長：どのような契約になるのか、類似した事例があると分かりやすいと思う。

委員：既存棟では屋上活用はしないで、新行政棟で屋上緑化等は検討されるということか。

処分庁：そのとおりである。

委員：新行政棟に入る京都府の部署は決定されているのか。

処分庁：計画地北側の第3号館という建物が耐震性不足のため今回除却し、この機能も合わせて新行政棟に持ってくる予定であり、第3号館に入っている教育庁等の機能が移管される予定である。

委員：次回には、京都府庁旧本館や京都府警新庁舎を含めたパースをお示しいただきたい。

処分庁：地区計画に合わせて全体を計画しているため、次回、計画建物も含め他の建築物もお示しする。

なお、増築部分については、来月から景観の方で議論されるため、今回は本資料の中に入れて、改めて正式にお示ししたい。

委員：受付までの経路を知りたい。既存棟及び新行政棟へはどちらも受付を通過していくのか。

処分庁：そのとおりである。受付にてセキュリティチェックを受けて、各棟へ移動することになる。受付へのアプローチについては、ガレリアの東西部分の出入口を使用してもらう。東側には風除室があり、東西のどちらの出入口もバリアフリー対応になっている。

委員：既存部分の玄関は、一般の方は入れないということなのか。

処分庁：そのとおりである。事前にお約束されている方については、一部、既存建物の玄関を利用されることもあるが、基本的には来賓と職員のみ利用になる。

会長：文化庁が利用する部分と京都府の利用部分とが色分けされている。契約上どうなっているのかは分からないが、管理の観点から共有部分が京都府の色になっていてもよいのではないかと。実際に京都府の方は新行政棟の2階へは、文化庁の利用範囲を通過しないと上がれない。文化庁と京都府の動線計画は繋がっているのではないかと。例えば、京都府の方が電気室に出入りするためには共用部を通過しなければならない。共用部については、大家である京都府の管理にならないのか。

処分庁：既存部の管理については既存の出入口を使用することになる。また、新行政棟の京都府側の通常の出入りについては、建物北西部に別に設けられており、新行政棟内において、文化庁部分と京都府部分の行き来は一切ない。文化庁と京都府の利用エリア毎にエレベーターや階段を設けている。

会 長：新行政棟の文化庁側の階段は、緊急時以外は、京都府は使用してはいけないということか。

処分庁：そのとおりである。

会 長：電気室の管理を行うためには、文化庁に特別に許可を得る必要があるのか。管理上、問題はないのか。建物管理の視点から見れば、管理者の方が管理行為を制限されている状態になるのであれば、文化庁に電気室の管理を任せてしまうなどしてはどうか。

処分庁：管理に関する行き来が可能なのかなど、詳細は確認のうえ、お示しする。

会 長：建築審査会としては、管理と利用が符合している方が望ましい。管理と利用が分離した状態だと建築計画的にもすっきりしない印象を受ける。既存棟と新行政棟を繋ぐのであれば、管理計画を十分に説明していただきたい。

処分庁：その点は十分に整理して、次回、御説明したい。

会 長：正面は西側ということであれば、西側のパースもお示しいただきたい。事前相談ということで、ほかに意見はないようなので質疑を終了とする。

(6) 同意案件に関する審議

[建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：伏見区1件）]

ア 議案の概要

建築基準法第43条第2項第2号許可について、処分庁から資料の提示及び説明を受け、質疑を行った。

イ 審議の結果：同意

(7) 包括同意案件に関する報告

[ア 建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：西京区3件、伏見区1件、上京区1件）]

[イ 特定通路における建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：北区1件）]

ア 報告の概要

建築基準法第43条第2項第2号許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

イ 報告の結果：了承

7 閉会

京都市建築審査会  
会長 高田 光雄